

任意継続被保険者加入について

申請者保存用

●加入条件

- ・退職日以前までの被保険者期間が継続して 2 ヶ月以上あること。
- ・「任意継続被保険者資格取得申請書」が資格喪失日より 20 日以内に健康保険組合に必着すること。

●加入期間・・・2年間

健康保険法第 38 条により次の①～⑤の理由により中途脱退することができます。

- ①加入期間の 2 年間が満了したとき
 - ②再就職し、その勤務先の健康保険に加入したとき
- ※再就職が決まった方は健康保険組合までご連絡ください。(還付請求書により保険料を還付する場合があります)
- ③保険料の納付期日までに保険料を納めないとき
 - ④被保険者（本人）が死亡したとき
 - ⑤後期高齢者医療に加入したとき

※①～⑤の事由にかかわらず、脱退を希望する場合は申請により脱退が可能です。(脱退日：申請書受付の翌月 1 日)

●申請方法

「任意継続被保険者資格取得申請書」(別紙)に必要事項をご記入うえ、三菱自動車健康保険組合へ直送してください。受付は、資格喪失日の 1 ヶ月前から可能です。

※引き続き扶養家族を扶養する場合は「任意継続加入時被扶養者届」及び 18 歳以上扶養申請者(除く高校生)の所得証明書、学生の方は有効期限が確認できる 学生証(写) または 在学証明書 を添付のうえ申請してください。
扶養申請者の扶養資格の審査を致します。なお審査により追加書類を依頼することもあります。
また、引き続き扶養することが出来ない場合もありますのでご承知置きください。

●資格情報のお知らせ・資格確認書の交付

退職後、被保険者資格の喪失届が在籍中の会社から提出されたのち、「任意継続被保険者資格取得申請書」に記載の住所に送付致します。到着までに資格情報のお知らせは 1 ～ 2 週間程度、資格確認書は 1 週間程度お時間を要します。詳細は健保ホームページにてご確認ください。(下記に掲載している QR コードからもご確認いただけます。)

●保険料納入方法

- ・退職後、被保険者資格の喪失届が在職中の会社から提出されたのち、「任意継続被保険者保険料納入通知書」を 1 週間程度で申請書に記載の住所に送付致します。
- ・任意継続被保険者保険料納入通知書に記載の健康保険組合指定期日までに、保険料を納付してください。
- ・保険料を指定期日までに納付しなかった場合は、発行済みの資格確認書の返却を求めるとともに、当健保組合の加入者として医療機関を受診された場合には、医療費の返還請求を行いますのでご承知置きください。
- ・保険料は納入もれによる資格喪失を防ぐ観点から、単年度毎の前納一括払い(割引あり)を原則としておりますのでご協力ください。
- ・納入通知書は保険料の額を通知するために送付するものであり、保険料の期日内納付の義務は被保険者にありますので、納入通知書が届かない場合は必ず健康保険組合までお問い合わせください。

●健康保険料について

・保険料については退職時の標準報酬月額と当健保組合加入者の平均標準報酬月額とを比べて低い方の月額に保険料を掛けて算出します。また、事業主(会社)負担が無くなるため全額自己負担となります。

※40 歳以上 65 歳未満の方は介護保険料も含まれます。

・国民健康保険は前年度の収入や加入者の増減に応じて保険料の変動がありますが、任意継続者は保険料率の改定および平均標準報酬月額の変更がない限り原則 2 年間保険料の変更はありません。

●その他

- ・任意継続健康保険料納入証明書が必要な方はお電話にてご連絡ください。
- ・保養所・ドックについては在職時と同様にご利用になります。利用方法等は健保ホームページにてご確認ください。
ドックを利用する場合は、受診日の 2 週間前までにインターネットにてお申込みください。(ご自宅がインターネット環境ない方は下記健保窓口までご連絡願います。) なお 2 週間前までにお申込みがない場合は補助出来ません。

●問い合わせ先 〒108-8410 東京都港区芝浦 3-1-21 三菱自動車健康保険組合

問合せ受付時間 平日 9 時～12 時 / 13 時～16 時 電話: 03-6271-9091

健保情報についてはこちら

資格情報のお知らせ・資格確認書の詳細についてはこちら

